

## 海洋ごみの処理推進を求める意見書

海洋ごみは災害関連のものだけではなく、2015年のG7エルマウ・サミットにおいて、プラスチックごみによる海洋汚染が取り上げられるなど、海洋ごみ対策が世界的課題となってきた。2016年のG7伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認された。

海洋ごみは、国内外を問わず多様な地域由来のものが混在しており、地方公共団体にとっては自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況である。特に、マイクロビーズなどが自然環境に流出した場合、元のサイズが微細であるため回収は困難であり、PCBなど有害物質を吸着して濃縮する性質があり、海洋での生態系に悪影響を及ぼす恐れがある。また、全国的に国内由来の海洋ごみが海岸に漂着しており、その多くが河川を経由して流入しているとの指摘もあることから、海域・陸域を一体的に捉えた独自の海洋ごみ対策を実施すべきであり、国による広域での対策が必要である。

昨年6月9日、カナダで開催されたG7シャルルボア・サミットにおいて、自国でのプラスチック規制強化を進める「海洋プラスチック憲章」が取りまとめられた。プラスチックごみの対策が世界共通の課題となるなか、周囲を海に囲まれた海洋汚染の影響を受けやすい日本こそ対策をリードするべきである。

よって、国においては、海洋ごみの処理の推進、発生抑制及び削減のため、次の事項について措置されるよう強く要望する。

### 記

1. 「海洋プラスチック憲章」への署名を実行すること。
2. 海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携して、マイクロビーズの使用抑制を含む発生抑制及び削減に向けて法的規制を含め検討すること。
3. 地方公共団体が機動的に活用できる財源措置を行うなど、積極的に海洋ごみ対策を進めること。
4. マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するための調査をさらに推進し、国民生活への影響の回避に努めること。
5. 優先順位のある3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

大阪府泉南郡熊取町議会